明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一二〇）　一
〔告示〕
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（厚生労働二五七）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第二項及び第三項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同二五八）

省令

○厚生労働省令第百二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物）	（指定薬物）
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。	**第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。
一～百六　（略）	一～百六　（略）
百七　（略）	百七　Ｎ・Ｎ－ジエチル－五－メトキシトリプタミン及びその塩類
百八　一－（シクロブチルメチル）－Ｎ－（二－フェニルプロパン－二－イル）－一Ｈ－インダゾール－三－カルボキサミド及びその塩類	（新設）
百九　（略）	百八　一－（シクロブチルメチル）－Ｎ－（二－フェニルプロパン－二－イル）－一Ｈ－インドール－三－カルボキサミド及びその塩類
百十～百二十七　（略）	百九～百二十六　（略）
百二十八　（略）	百二十七　Ｎ・Ｎ－ジプロピルトリプタミン及びその塩類
百二十九　（二・四－ジメチルアゼチジン－一－イル）－（七－メチル－四・六・六ａ・七・八・九－ヘキサヒドロインドロ［四・三－ｆｇ］キノリン－九－イル）メタノン及びその塩類	（新設）